

徳島県告示第五百四十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条第一項の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
徳島県 第四七二号	混合有機質肥料	混合有機四一二 ・五一二	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 二・〇	公定規格の定め のとおり	福栄肥料株式会社 兵庫県尼崎市昭和南通三丁目二六番地	令和七年十月二日